

## II 光市母子殺害事件——差戻控訴審までの経緯と報道側の変化

近年の犯罪や刑事裁判のなかで、社会的関心を長期にわたって集めてきた事件のひとつに、山口県光市で起きた母子殺害事件がある。

この事件は1999年4月14日午後、光市内の社宅用団地の一室で起きた。当時18歳1ヶ月の少年が排水管検査を装って室内に入り、夫が留守中の主婦（当時23歳）と幼女（生後11ヵ月）を殺害し、主婦を屍姦したという凄惨な事件だった。犯行後、少年は財布を奪って逃走したが、4日後に逮捕された。

少年は山口家庭裁判所から同地方検察庁に送致され、殺人、強姦致死、窃盗の罪名で起訴された。

山口地方裁判所で行われた第1審では、検察側は被告が主婦を「強姦しようとして」「殺害して強姦しようとして」「窒息死させて殺害した上、強いて姦淫し」、また幼女については、「殺意を持って幼女を床にたたきつけ」「首に紐を巻き、強く引っ張って締めつけ」るなどして殺害した旨、犯行の計画性・残虐性と殺意の存在を指摘し、死刑を求刑した。これに対し、弁護人は事実関係ではほとんど争わず、犯行時の被告が少年であったことなど、おもに情状を訴える弁護を行った。

山口地裁はこれらを受けて、被告が犯行時18歳で、発育途上にあること、殺害に関する計画性がなかったこと、不十分とはいえ反省の情が芽生えていることなどを酌み、無期懲役の判決を下した（00年3月）。

これを不服とした検察側は広島高等裁判所に控訴したが、第2審の広島高裁も第1審の判決をおおむね支持し、控訴を棄却した（02年3月）。

＊

この事件および裁判の進行と相前後して、マスメディアの事件・裁判報道には、従来にはあまり見られなかった要素が加わっていた。90年代の後半から各地で粘り強くつづけられてきた重大犯罪の被害者家族と遺族の活動が、「犯罪被害者の会」（現在は「全国犯罪被害者の会」と改称）の結成に結実し（00年1月）、事件のたびに過熱した報道を繰り返すメディアに反省を迫っていたからである。

同会は、重大犯罪の被害者の遺族がこうむる、事件それ自体からの精神的苦痛、被害者にも落ち度があったなどという社会からの偏見、加害者の処遇に比して極端に不公平な被害者側に対する保護や救済のあり方、被害者やその遺族を裁判の過程から排除する司法制度、等々の現状や問題点を指摘し、被害者側の人権に配慮するよう、強く訴えてきた。

そのひとつに、「報道被害」の問題がある。

「マスコミの被害者やその周辺に対する取材合戦は激しく、事実と反する報道が多く行われ、被害者の名誉を傷つけ、精神的苦痛を与えています。間違った報道をされる

と、それが事実として世間に思われてしまい、うち消す方法がありません」(同会のウェブサイトより)。

日本新聞協会(NHKを含む)と民放連はこうした悲痛な訴えを受け、「中でも被害者に対しては、集団的取材により一層の苦痛をもたらすことがないように、特段の配慮がなされなければならない」(日本新聞協会、01年)、「取材対象となった人の痛み、苦悩に心を配る。事件・事故・災害の被害者、家族、関係者に対し、節度をもった姿勢で接する。集団的過熱取材による被害の発生は避けなければならない」(民放連、03年に後段を追加)等の指針を定め、事件・犯罪・裁判報道のあり方の見直しを行ってきた。

こうしたなかで、テレビ各局は、光市母子殺害事件の被害者遺族が「極刑を望みます」「もし犯人が死刑にならずに刑務所から出てくれば、私が自分の手で殺します」「命を取られる恐怖と向き合って反省し、人の心を取りもどしてほしい」等々と、被害者遺族としての無念の胸中を語りつづける姿をたびたび放送するようになった。

\*

一方、同事件の裁判は、検察側の上告を受けた最高裁判所が、実質的な量刑不当による上告は適法とは言えない、としながらも、職権調査によって、「死刑の選択を回避するに足りる特に酌量すべき事情があるかどうかにつき更に慎重な審理を尽くさせるため」として、広島高裁に差し戻す判断を下した(06年6月20日)。

これを受けて、広島高裁で開かれた差戻控訴審のおもな経過は次のとおりである。

07年5月24日 第1回公判 弁護人・検察官の更新意見の陳述

第1回集中審理

6月26日・27日 第2回・第3回公判 実行行為に関する被告人質問

6月28日 第4回公判 犯罪心理鑑定人の尋問

第2回集中審理

7月24日 第5回公判 犯行日の行動についての被告人質問

7月25日 第6回公判 法医学鑑定人2名の尋問

7月26日 第7回公判 精神鑑定人の尋問

第3回集中審理

9月18日・19日 第8回・第9回公判 供述の変遷・情状に関する被告人質問

9月20日 第10回公判 検察官請求の法医学鑑定人尋問、被害者遺族の意見陳述、被告人質問

10月18日 第11回公判 無期懲役判決破棄・死刑を求める検察官の最終弁論

12月4日 第12回公判 殺意・乱暴目的否定、死刑回避を求める弁護人の最終弁論、結審

なお、判決は、本年（08年）4月22日に予定されている。

＊

マスメディア、とくに民放テレビ各局は一連の差戻控訴審の動向をニュース番組や情報番組などで大きく伝え、広く社会的関心を集めた。

とりわけ焦点となったのは、被告と、差戻控訴審に際してあらたに結成された弁護団が、第1審以来踏襲されてきた殺意と犯行の態様に関する事実認定とは異なる「事実」を提示し、「傷害致死」を主張したことをめぐってであった。

弁護団は山口地裁の第1審、広島高裁の第2審ともに「十分な事実審理を尽くしてこなかった」、それは「司法の怠慢」だったと指摘し、被告人の幼少時から少年期にかけて、父親から激しい暴力を受けていたこと、同様に暴力を受けた実母が自殺したことなど、問題の多かった生育歴と精神的発達の遅れを強調し、被告の犯行時における心理状況を中心に、さまざまな弁論を展開した。

そのうえで、被告が主婦を殺害したことについて、「被害者の予想外の抵抗に遭って、驚愕のうちに被害者を死亡させたものであって、殺意はない」などとし、幼女殺害についても、「泣きやませようとして首に紐を緩く巻いて、チョウチョ結びをしたものであって、殺意はない」等々と主張した。

一般に弁護人は、守秘義務の制約があるため、弁護内容やその方針について法廷外で開示することに消極的と言われるが、差戻控訴審の弁護団は集中審理の折々に記者会見や背景説明（取材者対象のレクチャー、記者レク）を行い、主張の根拠となる「事実」を解説していた。

他方、従前から死刑判決を求めて積極的な発言を繰り返していた被害者遺族も記者会見やインタビュー等において、被告が法廷で語った供述や、それらを引き出した弁護団に対する反発と怒りの姿勢を示し、あらためて被害者遺族としての無念の思いを語った。

こうした法廷外の対立構造がクローズアップされるなかで、各局は広島高裁前からの現場レポート、法廷スケッチ、記者会見やインタビューの映像、再現ドラマ、法律専門家のコメント、スタジオトーク等々を組み合わせた番組を多数、かつ長時間にわたって放送した。そのほとんどが被害者遺族の発言や心境に同調し、被告や弁護団に反発・批判するニュアンスの強い内容だった。なかには出演者が被告・弁護人の発言や姿勢に対して、明らかに罵詈雑言と思われる言葉を浴びせかけたり、激しいバッシングを加えるようなものもあった。